

提出書類の注意事項 (三股町奨学資金出願)

① 奨学資金貸与申請書(様式第1号)

- ・ 申請者の氏名は必ず**本人が自署**し、押印すること。
- ・ 申請者と保護者の印鑑は、違う印鑑を使用すること。
- ・ 印鑑はシャチハタ印などのスタンプ(ゴム)印は使用しないこと。

② 奨学生推薦書(様式第2号)

- ・ 新入学生は、直前に卒業した学校長の推薦書を取得すること。なお、学校長の異動・退職の可能性に留意し、早めに取得しておくこと。
- ・ 新入学生以外の在學生は、現在在学する学校長の推薦書を取得すること。
- ・ いずれの場合も封筒に封緘した状態で取得し、**開封しないまま封筒ごと提出**すること。なお、開封したものは無効となるため、注意すること。

③ 学業成績証明書

- ・ 新入学生は、直前に卒業した学校所定のもので、公印が押されたもの。
- ・ 新入学生以外の在學生は、現在在学する学校所定のもので、公印が押されたもの。
- ・ いずれの場合も封筒に封緘した状態で取得し、**開封しないまま封筒ごと提出**すること。なお、開封したものは無効となるため、注意すること。

④ 令和2年分の所得を証明する書類

- ・ **収入があり同一の生計※1であるすべての人**について、次のいずれかの書類を提出すること。
 - a) 給与所得者※2：雇用主が発行する「令和2年分給与所得の源泉徴収票」の写し
 - b) 自営業者※3：「令和2年分所得税の確定申告書」の写し
 - c) 年金受給者：「令和2年分の公的年金等源泉徴収票」の写し
 - d) 保険外交員等：「令和2年分報酬・料金・契約金または償金の支払い調書」の写し

※1 「同一生計」とは、生計を共にする家族で、例えば単身赴任中であっても、家族の生計に関わる者は同一生計とみなします。以下、この書類において同様です。なお、判断に迷う場合はご遠慮なくお問い合わせください。

※2 複数の事業所から給与を受けている場合は、全ての源泉徴収票を提出してください。また、当該年に給与所得以外の所得があつて確定申告をされた場合には、b)自営業者の例に沿って確定申告書の写しを提出してください。その際は、源泉徴収票の提出は必要ありません。

※3 給与を受けていても、給与所得以外の所得がある場合には、自営業者とみなします。給与所得以外の所得が定常的なものかどうかは、こちらで判断します。

【注意】いずれも、**市町村長が発行する『所得証明書』ではありません**。出願時期に令和2年度の所得証明書は発行されません。

⑤ 滞納のない証明書

- ・ **収入があり同一の生計※1 であるすべての人**について、**三股町役場税務財政課※4**にて取得し提出すること。
- ・ 出願申請書期日の2ヶ月以内に発行されたもの。

※4 単身赴任中などで他市町村に転出されている場合も、三股町在住時の証明が発行されます。ただし、兄弟などで三股町在住時に収入がなかった者については、発行されないので提出する必要はありません。なお、現住他市町村の同様の証明を取得する必要はありません。

⑥ 在学証明書

- ・ 令和3年度の在学を証明するもの。
- ・ 新入学生は、進学する学校のもの。

【注意】合格通知書は在学を証明するものではありません。

⑦ 家族構成表(様式第3号)

- ・ **同一の生計であるすべての人**を家族※5として記入すること。
- ・ 氏名・続柄。年齢等を令和3年4月1日現在で記入すること。
- ・ 連帯保証人※6は、2名を用意すること。
- ・ 連帯保証人のうち1名は、家族内であって申請者の父母・兄弟姉妹またはこれに代わる法定代理人でよい。
- ・ 連帯保証人のうち1名は、家族以外であって、**独立して生計を営む奨学資金を返還する能力のある成人**であること。
- ・ 家族構成表の連帯保証人欄には、**家族以外の連帯保証人を記載※7**すること。

※5 住民票上の「世帯」とは異なります。

※5 就学・病気療養などで一時別居している人も記入してください。

※5 すでに就業している兄弟姉妹の方で、別居して生計も分離している場合は、記入する必要はありません。

※6 「連帯保証人」は、奨学資金を借りる本人と同じ責任を負います。

※7 記入にあたっては、必ず自筆で署名してもらってください。なお、採用決定後に提出してもらう誓約書にて、正式に署名捺印等の手続きをしていただきます。

⑧ 出願確認書(様式第4号)

- ・ 大学・短大・専修学校の新入学生は(公財)都城育英会に申し込んだ際、出願確認書に都城育英会からの確認印を取得し提出すること。
- ・ 新入学生以外の在学生および高校等の新入学生は、(公財)都城育英会に出願できないので、提出は不要。

⑨ その他

- ・ 障がいのある人がいる世帯の場合は、出願書類提出時に障がい者手帳をお持ちください。
- ・ 母子(父子)家庭である世帯は、出願書類提出時に証明できるものをお持ちください。
- ・ 長期療養中の人がある世帯の場合は、療養のため特別な支出をしている年間金額が分かるものの写しを提出書類として添付してください。
- ・ 家計支持者が別居している世帯の場合は、別居のため特別な支出をしている年間金額が分かるものをお持ちください。